

第 608 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火） 14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 （一社）環びわこ大学地域コンソーシアム
3. 出 席 委 員 谷口孝男 光永 靖 浦谷一孝 河島順二  
小島俊明 松井弥惣治 宮崎多恵子
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 西森書記  
橋本書記
5. 説 明 員 松田課長 上野参事 三枝参事 上垣課長補佐  
佐野主幹（兼務） 西森専門幹（兼務）  
酒井主席参事兼水産試験場長 大前副主幹  
草野主査
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 光 永 靖 印

署名委員 小 島 俊 明 印

## 議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14 時 00 分開会

牧野事務局長 ただいまより、第 608 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いします。

本日は、佐野委員、奥村委員、森委員がやむを得ない事情のため欠席されています。したがって、現時刻、ご出席の委員は 7 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただいておりますので、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、水産課長でございますけれども、ただいま他の公務によりまして、少し遅れてくると聞いておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ります。

委員会会議規則第 5 条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いします。

谷口会長 それではただいまから第 608 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、光永委員、小島委員にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。漁業の許可の制限措置の内容等について、水産課から説明をお願いします。

### (1) 諮問事項

#### 1) 漁業の許可の制限措置の内容等について

水産課 西森専門幹

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

小島委員 何件くらい申請意思があるのですか。

西森専門幹                    ご相談いただいているのは2件です。  
                                  なお、新規許可をするにあたって、今漁業許可を持っている人で  
実際やってない人は許可を返納してくださいというお願いをしま  
したところ、4件の返納がありました。

小島委員                    十分余裕はあるということですよ。

西森専門幹                    はい。セタシジミの資源は芳しくない状況ですが、75 隻までは許  
可するという方針で来ておりますので、今回はその方針に則り、そ  
の範囲内ということです。今後、この許可の期限である令和9年  
6月30日の後につきましては、資源評価に基づいて、定数を定め  
ることになるのかなというふうには考えています。

小島委員                    シジミの資源があるかどうか。ものすごい大きな問題がそこには  
潜んでいますので、なかなか厳しく苦しいですね。

谷口会長                    それでは、ただいま説明のありました漁業の許可の制限措置の内容  
等については、異議なしとして答申することといたします。  
                                  なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといた  
します。  
                                  それでは、協議事項に入ります。ビワマス引縄釣漁業許可の定数  
化について、事務局から説明をお願いします。

## (2) 協議事項

### 1) ビワマス引縄釣漁業許可の定数化について

水産課 佐野主幹

谷口会長                    ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御  
質問がありましたら、御発言をお願いします。

松井委員                    人数が増えているが、これは組合員が申請をしてきているので  
すか。

佐野主幹                    組合員の方がほとんどではあるのですが、一部ですね、海区の漁  
協に所属していない方も許可を取得しておられます。これは制度と  
しては問題ないのですが、水産課としましては、琵琶湖で漁業を  
するときには漁業組合に入ってくださいということを強く強く指導

しております。そのような指導に従っていただけていないということにはなります。ただ法律の立て付け上、漁業許可は個人に与えるものですので、断れないというような事情もあります。

松井委員

ということは、強引にやろうと思ったら漁協に入っていなくても許可を取れるということですね。

佐野主幹

許可を得ることはできてしまいますので、そのためにも定数化が必要と考えています。

松井委員

定数化しても、締め付けがなければいけない。引縄釣のプレジャーボートの申請で漏れ、漁業許可を取っている方がいると聞きます。漁業組合に所属していたら、指導するときに、その単協次第でペナルティをかけるとか、そういうやり方もありますが、漁協に入っていない人にはそのようなことができません。

佐野主幹

定数の範囲内であれば、新たに漁業したいという人を止めることはできませんが、漁業かレジャーかわからない方が仮にたくさん来られて定数に達したら、定数以上の許可をされないわけですから、そのような方が漁業許可を取ることを一定制限できると考えています。そのための定数化です。

松井委員

漁業者がする引縄釣に対する取締は難しいと思います。その兼ね合いもあるからきつめにやっておかないと、後々大変になると思います。個人に許可するものというのはわかるのですが。生活のためにやっている漁業者と、レジャーの承認が取れなかったから、漁業許可を取った人とは全然考え方が違うので、そこを考えて許可してほしいと思います。

小島委員

生活の糧として漁業をしている漁師たちを保護するという面からできることはないのかと思います。

漁協に絶対入らないといけないという条件を付けるようなことはできないか。

佐野主幹

我々も漁業調整の観点から漁協に入っている方に、また、生活の糧としている方に、漁業許可を与えたいというふうに強く思っているのですが、やはり法律の立て付け上、許可というものは、個人に

与えるとされておりまして、漁協に入っていることを許可の条件とすることはできないと水産庁から指導を受けています。現状ではなかなか厳しいですが、この辺のことも水産庁ともいろいろな機会ではしています。

小島委員

そこまで法律を理解して、そこら辺の質問をする国会議員がいないということですね。何もできないということでは法律に遊ばれているので、立法の方向を詰めてもいいのではないかなと思います。

佐野主幹

漁協に入っていない個人に対する漁業許可が現場で問題になっているということが国の方で十分に認識されていない可能性もありますので、我々の方からこういった面で問題だということをしっかり国に伝えていくところから始めたいと思います。

小島委員

漁業者は大変苦しいので、頑張っていたきたいと思います。

谷口会長

定数として 260 人を試算されましたが、これは今の説明を聞くと漁業組合に入っている漁業者の中でという、こういう仕切りになっているのですね。

佐野主幹

加えて、漁協に加入していない漁業者や新たに漁業許可得て漁業者になりたい個人も申請してくることが想定されます。

谷口会長

そうであれば根本的にプレジャーボートの範疇の中に入ってもらった方がいい人達も含まれるということですね。そのあたりのことも承知の上で、進めていただいていると理解しているのですが、その辺はいかがでしょうか。

佐野主幹

定数を決めた直後は、そのような人が残ることもやむを得ないと考えています。今後、定数を超えてきた場合は、許可の優先順位を定めて、優先順位の高い方から許可をしていくことになります。許可の優先順位というのは、当該漁業の実績あるいは他の漁業の実績といったものが重視されてきますので、しっかりと漁業をやっている方に優先的に許可が与えられるような制度にはしていくつもりです。

谷口会長

オーバーフローしたときは、そのように運用をしていくというこ

とですね。

小島委員                    オーバーフローしたときにはそれで構いません。それ以前に条例を制定して漁協に入っていない者への許可を制限できないのですか。

佐野委員                    そこに制限をかけること自体ができないと水産庁からは言われています。

谷口会長                    法律を超えて条例で規制をかけるというのは難しいです。

小島委員                    確かにそうなのですが、規制は必要だと私は思います。

谷口会長                    ということは水産課の説明の4ページのスケジュールで進めて、御異議も改めて精緻に検討した上で、正式に諮問するという流れですね。

加えて許可漁業の許可期間は、通常5年ですよね。ここには1、2年と書いてありますが。

佐野主幹                    そうです。通常の許可は5年です。

谷口会長                    定数化をして何か問題が出てきてしまうことも考えられるので、暫定的に状況を見ましょうという配慮をしているということですね。

また、現行の許可の期限がずれている一部の方々については、水産課は許可を全て捕捉しているでしょうから、この流れで手続き取ってくださいと周知徹底するということですね。既存の許可を持っている人に支障をきたさないようにするということですね。

佐野主幹                    必要に応じ個別に連絡をして、手続きしてもらいます。

小島委員                    頑張っているのですね。ありがとうございます。

谷口会長                    そのような面で配慮はされていると思います。  
他にございませんか。それでは、特に意義もないようですので、ただ今説明のありました“ビワマス引縄釣漁業許可の定数化について”は水産課の提示のとおり進めて、次回9月に改めて諮問するこ

といたします。

それでは、委員の辞任について、事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

2) 委員の辞任について

事務局 佐野主任書記

谷口会長                    ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

谷口会長                    ないようでしたら、委員の辞任について、当委員会として同意することといたします。

続きまして、滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画について水産課から説明をお願いします。

(2) 協議事項

3) 滋賀県内水面漁業振興計画について

水産課 大前副主幹

谷口会長                    ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

谷口会長                    これは策定までどういうスケジュールになっているのですか。

大前副主幹                    今年度の3月の策定を目指しています。そのためのスケジュールといたしましては、今回意見をいただきまして、素案として固めていきます。10月の常任委員会で説明した後に、常任委員会からの意見を踏まえた原案を11月に海区委員会で協議をさせていただいて、原案として固めた後に、12月に常任委員会です承を得た後に、パブリックコメントを実施します。そして2月にパブリックコメントを反映した案を委員会に協議して、案として固めた後に3月の常任委員会に報告して承認を得られたら今年度の3月に計画として策定する予定です。

河島委員                    2 漁場環境の再生に関する事項(3)自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進 とありますが、詳しく教えてください。

大前副主幹

新旧対照表の 20 ページのところですよ。左側が現行の計画で、真ん中が新規計画に関する記述になっています。この部分は現行計画のままとなっております。今後土木関係に照会をかけて、更新を考えます。現状としましては、国の示す多自然川づくりの基本方針および滋賀県の河川整備計画に基づいて、河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。2つ目が生物多様性しが戦略に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、エコロジカル・コリドー（生態回廊）としての機能に配慮するように努めるとありますので、これに基づいて、現状を踏まえて更新されると認識しています。

河島委員

今県下全域で、河川整備計画が図られて、実際工事もなされていると思います。そこでは実際に漁業者の意見が取り入れられているのですか。これを見ているとそういう風にやっていくということですが、現在はどうなのですか。例えば、モニタリング調査や環境への影響の評価はなされているのですか。

上垣課長補佐

土木部局の河川工事の際には水産課に相談があります。我々としては、アユとかビワマス産卵に適した川の状態がこういったものであるから、ここに配慮してほしいというのは常に意見しています。特に保護水面では水産課に協議をしなければならないとなっています。水産課から土木部局に対して魚への配慮は常に意見を言うようにしています。これは割と昔からのことです。加えて、最近が多自然川づくりという考え方が土木サイドにも意識づいてきました。それをもっともっとやっていきたいと思います。

河島委員

河川整備と漁業は深く関係していると思っていますので、慎重にしていかなければという思いがあります。

上垣課長補佐

河川整備を計画されるときには生物相の調査などはされるはずです。河島委員のおっしゃったようなことも意識しながら、水産サイドとしては川づくりとか、そういったことに関して、今後特に気候変動の中で、アユやビワマスを含めて、すごく産卵環境を守ることが大切になってきています。これまでも増して、土木部局には働きかけていきたいと思っています。

河島委員

何よりもずっとそこで漁業を営んでいる人の意見を無視して進めていくようなことのないように注視していただきたいです。

上垣課長補佐

加えて、多面的事業でも漁業者さんを中心とした活動組織という枠組みで、水産業が持つ地域での多面的な側面として、ごみ拾いをするとかの実働をやっていただいています。その活動に対しての支援にも引き続き力を入れていこうとしています。そこも踏まえて、我々水産課としては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

谷口会長

土木部局との協議はこれからしていくということですね。その時に委員会でこんな強い議論があったと申し添えたうえで協議してもらうということで進めてもらえたらと思います。

続いて滋賀県淡水真珠振興計画についての説明をお願いいたします。

## (2) 協議事項

### 3) 滋賀県淡水真珠振興計画について

水産課 草野主査

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。先ほどの滋賀県内水面漁業振興計画と合わせて御質問、御意見いただければ結構でございます。

谷口会長

資料 4-1 の概要のところですが、計画の期間が5年間とあり、その後に10年後の目指す姿とありますが、この間に何をするか分かりません。3ページにはいろんな施策が書いてありますが、具体的にこういうことをやりますというのが分かりません。

例えば本委員会では、人工河川生まれのアユの餌がないとかっていう話がありました。水産試験場技術者として、放流の時期とか餌等について科学的に整理して、こういう風にやっていきますということはすでに取り組んでいるとは思いますが、その辺の記述がなく、いきなり10年後の姿になると、何をしたらどのように出てくるのかと思ってしまいます。もう少し丁寧な書き方が必要かなと思います。それなりには書いているのですが、放流や餌不足とかいろいろありましたよね。そういうきちっとした分析の

元で取り組んでいるという風なことが必要だと思います。

もう一つ真珠について、来年度からの5カ年になっていきますが、予算要求ベースになってくるのですか。どういう風に考えているのですか。つまり施策化しようと思ったら、予算が必要ですよ。細かいことはいいので、基本的な考え方を答えてもらえたらと思います。

草野主査

先に真珠の予算の考え方ですが、基本的にこちらに挙げさせていただいた内容に関しましては、もうすでに取り組んでいることでして、来年度も予算要求を引き続きやっていく中で、実現していきたいと思っていることについて記載させていただいています。

酒井場長

真珠に関する技術開発の部分で、現状を御説明したいと思います。長らく淡水真珠の生産は低迷時期が続いておりましたけれど、この数年でいくつか技術開発ができた部分がございます。一つは貝が幼生を産出して、それを育てて真珠をつくる母貝を育てるのですが、イケチョウガイは親貝から幼生が出てきたときに、最初は魚に寄生しないと生きられません。その魚の入手に真珠養殖業者は苦労されていて、これまでは琵琶湖で獲れるゴリやナマズを使っておられました。ただ、欲しい時に欲しい数だけなかなか手に入らないので、計画的に母貝の生産ができなかったという課題がありました。それを我々水産試験場が、ナマズの生産を技術的に可能にしましたので、それを真珠養殖業者に欲しい時に欲しい量を提供して使っていただくということを数年前からしておりまして、それでかなり安定的に養殖業者は計画的な母貝の生産ができるようになった部分がございます。

もう一つは漁場の中でも、例えば西の湖はかつて真珠の一大生産地だったのですが、最近水質が悪化してまいりまして、アオコがたくさん発生してしまって、イケチョウガイには好ましくない環境になってきました。一方で、堅田内湖はアオコが発生せずに、うまくイケチョウガイが生き残っている環境であるということで、そういった環境の違いに着目をして、これまでのような真珠養殖業者さんが陸上の池に水を引き込んで、手間をかけて稚貝を育てるというやり方ではなくて、もう少し手間をかけずに、費用もかけずに、たくさんの稚貝を作ることができないかと水産課の事業の中で漁業者の協力も得ながらやり初めました。魚から2週間ほどしたら、ぼろっと稚貝が落ちるのですが、それをコンテナの中に収納して、そ

のまま漁場にもっていくと、従来のやり方だと秋まで人が手を加えて陸上で育てたものを秋になってようやく沖出しをするのですが、初夏にナマズから離れた稚貝をコンテナに入れてそのまま堅田内湖に吊ると、秋にはちゃんと育つということが分かってきました。その時にコンテナの中にどれくらいの数を入れると、望む大きさまで育つのかということも分かってきたので、そういった技術を発展させながら、事業化に向けての取り組みをしているところです。そういったことがだんだんできるようになってきましたので、母貝の生産がこれまでよりは安定的にできるようになってきたといった事実を真珠業者さんには活かしていただきながら、真珠産業の復活を目指していきたいと思っています。

大前副主幹

生産力の評価の部分ですが、琵琶湖環境科学センターが生産力の低下については栄養塩からプランクトンにつながる調査研究を進めていきます。水産試験場では、漁場生産力の評価とその向上に関する技術を開発していくということです。

松田課長

谷口会長から御指摘ありました両方の計画の計画期間5年間と目指す10年後の姿の時間的なギャップについてですが。

谷口会長

それは大丈夫です。この5年間でどういうことをして、10年後こうなりますというのは論理的な説明だと思います。行政としてこういうものを作るときの論理的な流れはどうなっているのですか。

松田課長

行政の事務的に言いますと、単年度予算で予算を積み上げていって事業をしなければならない中で、10年後の絵姿を示すことで、こういう目標の予算を積み立てていきたいと思います。今の目標としては、特に琵琶湖の漁場の生産力を中長期的に考えていかなければなりません。その目標として、内水面の計画でいうと2ページ目のⅢのところで、10年後の絵姿を示させていただいて、それを進めるにあたりまして、中長期的観点で漁場の生産力について取り組んでいかなければいけないという部分の記述を3ページの方にしています。具体的に言いますと、3ページのⅣの(5)のところに、例えばですけど気候変動の影響への対応ということで一つ目の四角に効果的資源回復技術の開発、これを積み上げていって、中長期的な10年後の絵姿の実現を目指していくという構成を考えています。

ですから会長の御指摘のあった中長期的なものを目指しているのか、短期的なところを解決していくのか、時間軸の整理がこの中では渾然一体としている部分もあると思いますので、その辺の書きぶりなどを計画の中で整理をしていくべきかと思います。

谷口会長

普通は現状と課題の後には、課題に対する対応を作って次が出てくると思います。もっと違和感を感じるのは、4ページの5で令和12年度の目標とする指標が数字は書いていないものの出てくると、そうするとどうなのですかとなってしまいます。説明するのはなかなか苦しいのではないかという意味で申し上げます。現状と課題の現状の認識については、ここにプロがいるのだから、その認識と行政の認識は一致していると思います。その時に、特に最近でいうと場長が言っていたアユが育たなかったのは琵琶湖に餌がなかったという問題は水産試験場の技術屋の実力の発揮しどころであって、こういうことをやりますというのが書いてあると新しい振興計画だと関係者は思うのかなと思って意見を申し上げます。

酒井場長

アユの資源状況について、漁業者の皆さんも大変心配されていると思いますが、アユだけではなく、ほかの水産資源を含めて、近年餌が足りないのではないかと感じるようになってきて、それに対応する研究を今年度から始めております。それだけではなくて、さらにそれに上乗せで、水温の上昇の問題も生じています。餌不足と温暖化の両方を見ながら、どんな影響が出ているのか、そしてどういう対応策が考えられるのかを取り組み始めたところです。餌の問題につきましては、我々水産試験場は特にアユを中心に考えてやっておりますが、我々だけではなく琵琶湖環境部とも連携して取り組んでいこうと準備を進めているところです。もう一方の温暖化の問題につきましては、特にアユは厳しい影響を受けておりますので、特に適応策として人工河川の運用について、より効果的な運用になるように人工河川から琵琶湖に出ていったアユ仔魚がどこにどう広がっているのかをしっかりと調査をしようと、そのうえで効果的な人工河川の運用につながるようなデータを得ていこうと、そういう調査を今年度から始めようと思っています。そういった思いはこの計画の中に、溶け込ませています。

河島委員

環境部と連携というお話がありましたけれども、環境部だけではなく、各部局を横断した総合的な取組をお願いしたいです。とりわ

けアユに関していうとかなり危機的な状況です。水産課の方が一生懸命やっていることは十分理解していますが、限界があるのではないかと思います。そこで、各課を横断した総合的な取組を取っていただけると大変ありがたいです。

酒井場長

まさに河島委員がおっしゃっていただいたように、この問題は水産だけでなく、琵琶湖の環境にかかわる大きな問題なので、我々だけでなく、県庁の中に琵琶湖環境研究推進機構という組織がありまして、まさに部局横断的にこの一つの課題について取り組んでいこうという組織があります。そこでは今年度まではプラスチックごみの研究をしています。ただ、来年度からはアユを中心に琵琶湖の魚がうまく育たないこの問題について部局横断で連携して取り組んでいこうと準備を始めているところです。県庁の中でそういう方向性で今相談を進めているところですので、しっかり連携してやっていきたいと思います。

宮崎委員

場長おっしゃるように、気候変動は今後、特に今年はひどい状況で、即影響してくる状況だと思います。ただ、項目すべてが気候にかかわる問題ですよね。書きぶりが、県庁のやり方なのかもしれませんが、気候変動の話がいろんなところに出てくるので、一か所にまとめられないかと思ったところです。素案9ページの（１）琵琶湖漁業のところで、新しい文章がずっと並んでいるのですが、（５）のところでまた気候の話が来るので、気候の問題にフォーカスするような項目を（５）に全部まとめて、あとは現状の改善というかやり方の安定化を各論（１）（２）（３）でやる方が分かりやすいと思います。

大前副主幹

気候変動の問題は切り離せないと思いまして、御指摘のとおり、そういう危機感を持っています。そういう意味もあって、（５）という項目を出しています。一方で委員御指摘とおり気候変動に関する内容が散らばっているという点ですが、私が作成していてもそう感じています。しかし、気候変動の問題と他の問題を切り分けることが難しく、あちこちに散らばっているようには見えてしまいます。今回の計画では気候変動について問題意識を示すという意味で目立たせています。

谷口会長

気候という言葉でくくって、再掲という形でしてしまえば、そう

すると全部元から直す必要がなく、比較的容易に修正できると思います。無理強いはしませんけれども、ご検討いただけたらと思います。

小島委員

環境、特に森林の関係についてです。森林関係の中で、高齢化でなかなか作業する人がいません。森林をうまく育てることで、琵琶湖の環境が良くなるのが素人でも分かっており、研究されている方はもっとわかっていると思います。森林組合の方との話し合いもあっていいと思います。もっと連携してもらえたらと思います。

酒井場長

確かに水の問題を考えると、山ともつながっているというのは、御指摘を受けますし、その通りだと思います。河島委員も加わっていただけていますが、高時川の濁水の問題で、源流域で集中豪雨があって山が荒れて、そこから流れ出た土砂が長期間にわたって濁水を引き起こしているとしたら山と川と琵琶湖までつながった問題だということで、県庁の中でも森林の部局が中心になって、土木、水産それぞれ関わって、対応を検討しているところです。我々もそういう取り組みを通じながら、山の大切さというのは感じてきておりますし、こういった計画を作る中でも、この計画も森林部局にも見ていただいて、更新する予定にしております。引き続き一緒に取り組んでいきたいと思っております。

小島委員

そのような姿が我々に見えないのが歯がゆく思います。

谷口会長

時間の関係で、報告事項に入ります。ビワマス引縄釣遊漁の R6-7 シーズンの状況について、事務局から説明をお願いします。

### (3) 報告事項

#### 1) ビワマス引縄釣遊漁の R6-7 シーズンの状況について

事務局 関書記

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

浦谷委員

141 件の最終手続きがなかったのは、なぜですか。

関書記

おそらく友人や家族と一緒に応募したが、片方しか承認が得られ

なかった場合などに手続きが行われなかったのではないかと推測しています。

浦谷委員 本来、行けた人が行けなくなったということですね。

河島委員 その分承認を得られなかった人から、不満が出そうですね。

関書記 前回の委員会で御説明しましたが、一割強がそのような状況でしたので、そこにつきましては二次抽選という形で、一定の期間を区切って最終的な手続きを踏まない方がおられた場合には、初めの申請をいただいた方を対象に抽選を行いたいと思っております。

谷口会長 次回、提案してくれるということです。

河島委員 10 件の違反って罰則はあるのですか。

関書記 委員会指示に関しては、即ち罰則がないのですが、こういったことを繰り返し行うようであれば、委員会から知事に裏付け命令の発令を依頼しまして、知事から対象者に命令を出して、それでも従わない場合は、罰則という形になります。すぐにはできないもののこういった対応を地道に続けていくことが重要かと考えています。

河島委員 違反者は出禁とかにできないのですか。

関書記 10 件はその場で旗の回収をして、次のシーズンの申請はできないとしています。それに対しては了承の署名もいただいています。

谷口会長 他にございませんか。  
ないようでしたら、続きまして、アユ資源の状況について水産試験場から説明をお願いします。

### (3) 報告事項

#### 2) アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

それでは、他にないようでしたら、以上で第 608 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。